

事務連絡
平成 24 年 12 月 7 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

保険医療機関の指定取消に伴う連携医療機関等の取扱いについて

今般、東京医科大学茨城医療センターに対する保険医療機関の指定取消に伴い、連携する保険医療機関の取扱いについて、別添のとおり疑義解釈を取りまとめたので、送付いたします。



医科診療報酬点数表関係

【感染防止対策加算 2、感染防止対策地域連携加算】

(問1) 保険医療機関であったもので取消処分された医療機関が、A234-2 感染防止対策加算 1 及び感染防止対策地域連携加算を届け出ている場合、当該医療機関が 12月1日付で保険医療機関ではなくなると、当該加算自体が算定できなくなると思われるが、感染防止対策加算 2 の施設基準上、感染防止対策加算 2 の感染制御チームが少なくとも年4回程度、感染防止対策加算 1 に係る届出を行った医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していることが条件となっているが、取消処分された当該医療機関が 12月までに4回、院内感染対策に関するカンファレンスを開催し、感染防止対策加算 2 の医療機関が参加している場合でも、12月以降、当該加算 2 は算定できないのか。また、感染防止対策地域連携加算について、取消処分された当該医療機関とのみ連携をしている医療機関は、12月以降、当該加算は算定できないのか。

(答) 感染防止対策加算 2 及び感染防止対策地域連携加算について、取消処分された当該医療機関と連携している保険医療機関については、平成24年12月1日以降、当該加算は算定できない。

ただし、取消処分された当該医療機関以外の保険医療機関と連携することにより、当該加算の施設基準を満たす場合は、届出をし直した後の所定の時期(※)から当該加算は算定可能である。この場合において、施設基準に規定されているカンファレンスの主催及び参加回数等については、平成24年11月30日までに取消処分された当該医療機関との連携により行われた合同カンファレンスの参加回数等を合算して差し支えない。

※基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(平成24年3月5日保医発0305第2号) 参照。以下同じ

【CT・MRIの共同利用】

(問2) 平成24年12月1日に取消処分された当該医療機関のCT、MRIを他医療機関が利用する、「共同利用」を行っている場合、これまでには、依頼元の医療機関がCT、MRIに係る保険請求を行い、取消処分された当該医療機関では保険請求せず、依頼元に合議の上、その費用を請求している。この場合、取消し期間中でも、依頼元保険医療機関では、取消処分された当該医療機関で行ったCT、MRIに係る保険請求をすることは可能か。

(答) 平成24年12月1日以降に、取消処分された当該医療機関のCT、MRIを共同利用した保険医療機関については、「E200 コンピューター断層撮影」及び「E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影」の撮影料は算定できない。ただし、取消処分された当該医療機関以外の保険医療機関にてCT、MRIを共同利用した場合は、平成24年12月1日以降についても、当該撮影料を算定可能である。

【がん治療連携指導料】

(問3) 取消処分された当該医療機関が、他医療機関とがんの地域クリニカルパスを策定し、B005-6 がん治療連携計画策定料を算定している場合、取消処分された当該医療機関と連携している医療機関は、B005-6-2 がん治療連携指導料を12月以降算定できなくなるのか。

(答) がん治療連携指導料について、取消処分された当該医療機関と連携している保険医療機関については、平成24年12月1日以降、当該指導料は算定できない。ただし、取消処分された当該医療機関以外の保険医療機関と連携することにより、当該指導料の施設基準を満たす場合は、届出をし直した後の所定の時期から当該指導料は算定可能である。

歯科診療報酬点数表関係

【歯科外来診療環境体制加算等】

(問) 歯科外来診療環境体制加算等、他の保険医療機関との連携が施設基準の要件となっている項目について、平成24年12月1日付で保険医療機関の取消処分を受けた医療機関が連携先の医療機関となっている場合、平成24年12月1日以降、当該項目は算定できなくなるのか。

(答) そのとおり。

ただし、取消処分された当該医療機関以外の保険医療機関と連携することにより、当該項目の施設基準を満たす場合は、届出をし直した後の所定の時期から当該項目は算定可能である。